

# 美作市地域活力創生事業雇用促進奨励金制度の概要

美作市内での正規雇用の従業員の雇用促進及び市外在住者の美作市への定住を促進するための奨励金を交付しています。詳しくは以下の要件をご確認ください。

このたび対象従業員の対象範囲を、令和3年4月1日以降に雇用された者から令和2年4月1日以降に雇用された者へ拡大しました。まだ認定申請を提出していない事業者の方は、令和3年度中に認定申請を提出してください。

## 対象事業所

◆次のいずれにも該当する事業所が対象です。

- ア 市内に住所を有する事業所
- イ 雇用保険適用事業所
- ウ 対象従業員を雇用する事業所

※市税の滞納がある場合（徴収猶予を受けている場合を除く。）、風営法届出事業者、宗教団体等は対象となりません。



## 対象従業員

◆次のいずれにも該当する正規雇用された従業員が対象です。

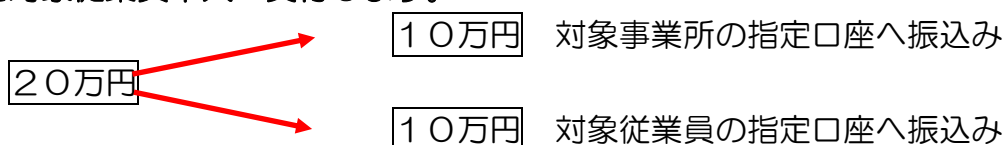
- ア **令和2年4月1日以降**に正規雇用された従業員であること。
  - イ 美作市の住民基本台帳へ記録があること。市外の者を正規雇用従業員とした場合は、正規雇用従業員とした日から6月以内で本市の住民基本台帳へ記録されていること。
- ※「正規雇用された従業員」とは、雇用主から期間の定めのない正規の従業員として雇用され、就業規則等に基づく長期雇用を前提とした待遇（賃金の算定方法、支給形態、賞与、退職金、定期的な昇給又は昇格等）を受ける雇用保険被保険者（1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く。）となる者をいいます。

※事業主が事業を承継させることを目的として正規雇用従業員とした者については、奨励金の交付を受けるまでにその者が事業主となった場合も正規雇用従業員とみなします。

※美作市企業立地雇用促進奨励金その他市から交付される事業所の運営に係る補助金等の補助要件、算定基礎等になっている場合は対象となりません。

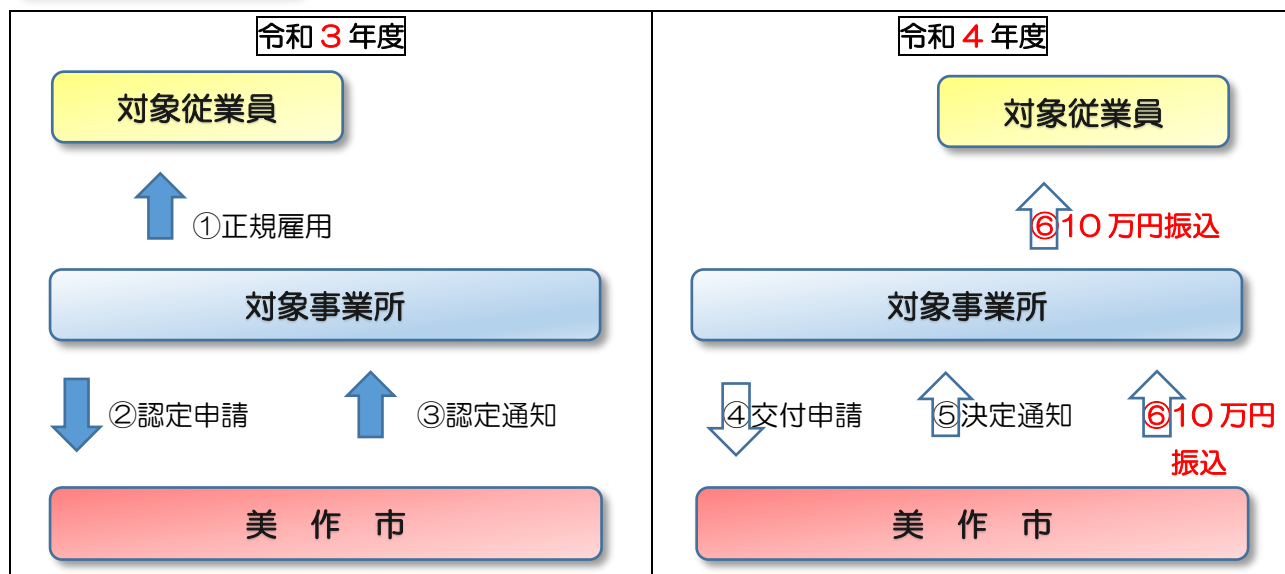
## 奨励金額等

◆奨励金の額は、対象従業員1人当たり**20万円**とし、10万円を対象事業所へ、10万円を対象従業員本人へ交付します。



※申請手続については、次ページをご覧ください。

## 手続のイメージ



## 認定手続

◆対象従業員を雇用後、**令和3年度中に**、美作市へ認定申請書を提出してください。

(必要書類)

- ①対象従業員及び事業継承者一覧表
- ②就業規則の写し
- ③定款及び法人登記簿謄本（個人事業主の場合は事業の概要のわかるもの）

## 交付申請手続

◆対象従業員を雇用してから12か月以降に、美作市へ「交付申請書」に以下の書類を添付して提出してください。（交付申請手続は、**令和4年度中に**、実施して下さい。）

(必要添付書類)

- ①対象従業員及び事業継承者一覧表
- ②雇用契約書又は労働条件通知書等の写し
- ③公共職業安定所が発行する事業所別被保険者台帳の写し（対象従業員の雇用の日から12か月後以降に発行のもの。事業を承継する者が事業主となった場合は不要）
- ④委任状
- ⑤対象従業員の住民票（抄本）の写し（対象従業員の雇用の日から12か月後以降に発行のもの）
- ⑥事業所と従業員の市税等を完納していること又は徴収猶予を受けていることの証明書の写し（完納証明書）
- ⑦奨励金交付請求書

※各様式は市ホームページからダウンロードできます。

【お問い合わせ先】

〒707-8501 美作市栄町38-2  
美作市産業政策部商工政策課  
電話：0868-72-6695（直通）